

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 28 年 4 月 8 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500537号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600003号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和62年1月1日から昭和61年12月16日に訂正し、同年12月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和61年12月16日から昭和62年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和61年12月16日から昭和62年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年12月16日から昭和62年1月1日まで

私は、昭和54年9月17日にB社(現在は、C社)へ入社し、昭和61年12月16日にA社へ転籍したが、厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。請求期間については、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が発行した請求者の在籍証明書及び同社の回答から判断すると、請求者が同社及び同社のグループ会社に継続して勤務し(昭和61年12月16日にB社からA社へ転籍)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和61年12月の標準報酬月額については、A社における昭和62年1月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和61年12月16日から昭和62年1月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の記録における資格取得年月日である同年1月1日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記

録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者の昭和 61 年 12 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、同年 12 月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。